

寄稿

## 被害者参加制度について

仙台地方検察庁  
検事正 ● 森本 和明

「被害者支援ニュース」に寄稿させていただくことに、深く感謝申し上げます。

## 被害者は、事件の当事者

私は、20年余り前になりますが、法務省刑事局勤務時代、刑事訴訟法等の改正による証人尋問へのビデオリンク方式、遮へい措置及び付添い制度の導入や、被害者等の意見陳述制度の創設等の被害者保護立法の立案を担当しました。そのとき、私が基本としたことは、「被害者は、事件の当事者である。」という捉え方でした。

私は、それまで、検事として捜査に携わり、殺害された被害者の御遺体と対面し、御遺族にお会いし、性犯罪を含む多様な事件の被害者から話を聴く機会が数多くありました。当然のことながら、どの事件でも、被害者は、事件の当事者です。被害者やその家族は、犯罪によって身体的苦痛、精神的苦痛、財産的損害を被り、平穏な生活を害され、日々、恐怖、悲しみ、悔しさ、無念さ、腹立たしさを感じ、つらい、苦しい、不安等の思いにさいなまれ、悩みを抱え続けます。被害者やその家族であるのに、自分を責めることもあります。一方、被害者等は、犯人が、何を考え、なぜ自分や家族を狙い、何をしたかなど、事件について知りたいと思い、被害の実態と被害者としての心情が十分に斟酌されて厳正な刑罰が実現されるよう重大な関心を持ちます。自分が被害を受けた事件の裁判を自発的に傍聴なさり、検察庁に御礼に来てくださった被害者もおりました。私は、被害者保護立法に当たり、刑事裁判の中で、「被害者は、事件の当事者である」ことを尊重し、「被害者等の心情に配慮する」措置や「被害者等の重大な関心に応える」措置を採ることが求められていると感じました。それらが不十分であれば、被害者等は、事件の当事者であるのに、その事件を裁く刑事裁判との関係で疎外感を抱きかねないと思ったのです。

## 被害者参加制度

犯罪被害者等基本法の制定、犯罪被害者等基本計画の策定等を経て、平成20年12月、被害者参加制度が導入されました。一定の犯罪の被害者や家族は、裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、公判期日に法廷内の当事者席に着座し、被害に遭った事件が法廷で審理され、動機、犯罪事実等に関する証拠が示され、事実認定がなされるとともに被告人に科される刑罰が宣告される刑事裁判を、事件の当事者として見聞きできるようになったのです。被害者参加人は、検察官の権限行使に意見を述べるほか、情状に関する証人尋問や被告人質問、弁論としての意見陳述をすることが認められ、遮

へいや付添いによる配慮を受けることもできます。被害者等が事件の当事者として刑事裁判に参加することが制度化された意義は、とても大きいと感じています。

被害者参加は、裁判官も、被告人の弁護人も、そして、裁判員裁判では裁判員も、事件の当事者は被告人だけではなく、現に被害に遭った被害者がいることをしっかりと意識して刑事裁判に臨むことにつながるという意義もあります。

もちろん、検察官も、同じです。私は、検事として、数多くの被害者や御遺族に接する中で学んだことですが、検察官は、公益の代表者として、証拠を通して、犯人の動機、犯意、犯罪行為など、事案全体の事実関係を理解しており、被害の実態やその被害に遭った被害者の気持ちがよく分かり、しっかりと受け止めてこそ、被害者や家族から信頼を寄せさせていただくことができと思っています。被害者参加により、検察官は、被害者や家族に身近に接しながら、法廷で訴訟活動をするようになるのですから、一層、被害の実態を理解し、被害者等の気持ちを受け止めていること及び検察官の主張・立証方針を説明した上で、公判に臨むことが重要です。また、被害者等から委託を受けた弁護士との間でも、説明や証拠の開示等を通じ、検察官が証拠に基づいて理解している被害の実態や被害者等の気持ちと検察官の主張・立証の方針を伝えて理解を得る努力をすることも大事です。

検察官の努力に期待しつつ、被害者参加制度への信頼が高まり、被害者や家族にとって、被害者参加制度が利用しやすく、意義のあるものになるよう願っています。

## 被害者等支援への敬意

結びに、被害者や家族は、被害に遭った時から再び平穏な生活に戻ることができるまで、その心情等への十分な配慮を受け、関心等に応える支援を必要としておられますが、そのことに深い理解をお持ちになり、高い意識を持って、被害者やその家族に親身に寄り添い、その支援に熱心に取り組んでおられる全国の全ての皆様に、心から敬意を表します。皆様が取り組んでおられる支援活動が、被害者や家族の心の傷を癒やすとともに、地域社会において被害者等への支援の重要性の理解と「犯罪被害者を支える社会」の実現につながることを、切望しております。

(筆者略歴) ●平成元年4月検事任官。東京、大阪等の各地検、法務省刑事局、東京地検総務部長(被害者支援室所管)、名古屋地検次席検事、奈良地検検事正、福岡高検次席検事などを経て、平成31年3月から仙台地検検事正。